

令和 5 年 9 月 22 日

「食品リサイクル法に基づく基本方針の改定の方向性等」 の取りまとめに際してのお願い

(一社) 全国清掃事業連合会

会長 三井 弘樹

ご承知の通り我が国の政府は、令和 4 年 12 月 27 日に「食料安全保障強化政策大綱」を公表しました。また、令和 5 年 6 月 2 日には、食糧安定供給・農林水産業基盤強化本部決定事項として「食料・農業政策の新たな展開方向」が示され、本日の参考資料にも、その一部抜粋が転載されています。

当連合会としましては、本年 4 月に農水省の食品ロス・リサイクル対策室に対して「農林水産省と国土交通省の食料安保の取り組みに関する資料」には、2030 年までに化学肥料の使用量の低減 20%、2030 年までに堆肥・下水汚染資源の使用量を倍増、等は見受けられるが、食料安保という大命題からすれば、堆肥、下水汚染資源と同列位置に食品循環資源あるいは食品廃棄物という文言が入ってしかるべきではないか」と問い合わせたところ、本日の参考資料と同様の「整合している矛盾はない」との返答がありました。これを受けて当連合会として再質問を考えていたところ、検討会合が本日までずれ込んでしまいました。

そこで、改めて、農林水産省の事務局にお願いをしたいと思います。

＜参考資料＞Ⅱ政策の新たな展開方向－2. 食料の安定供給の確保－(2) 生産資材の確保・安定供給の抜粋文に「食料や生産資材について過度な輸入依存を低減していくため、農業生産に不可欠な資材である肥料について、堆肥・下水汚泥資源、稲わら等の国内資源の利用拡大」とありますが、「堆

肥・下水汚泥資源」の文言の前に「食品循環資源」あるいは「食品廃棄物」の文言を入れて頂きたいと存じます。また、この抜粋文の続きに「①平時においては、化学肥料から堆肥や下水汚泥資源等の代替資源への転換」とありますが、「堆肥や下水汚泥資源」の文言の前に「食循環資源」あるいは「食品廃棄物」の文言を入れて頂きたいと存じます。食料安全保障に欠かせぬ取り組みとして、食品循環資源の飼料化・肥料化の利用拡大があることを必ず明記して頂きますようお願い致します。

最後にもう一つだけお願いがあります。

農林水産省におかれましては、本年8月8日に「下水汚泥の肥料利用シンポジウム」を開催されました。このシンポジウムでは、農林水産省消費・安全局農産安全管理課より「汚泥資源の肥料利用について」という報告がされ、国土交通省水管理・国土保全局下水道部より「下水汚泥資源の肥料利用拡大に向けて」という報告がされています。

当連合会としてのお願いは、この2つの報告と「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針―食品循環資源等の促進の基本的方向―3. 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向(2) 肥料化」の記述における「なお、肥料化に当たり、原料に汚泥を使用した場合には…（中略）…『汚泥肥料中の重金属管理手引書』『栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針』を踏まえ、肥料化に取り組むことが必要である。」との考え方と整合性が担保されているかについて、別の機会であっても結構ですので、丁寧な説明をして頂きたいと存じます。また、併せて今後とも、食品循環資源の飼料化・肥料化の利用拡大に向けて農林水産省、環境省が総力を挙げて取り組んで頂きますよう心からお願い申し上げます。

以上